

# 広域的入居支援ネットワーク構築事業 実績報告書



平成 27 年 3 月

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

## 目 次

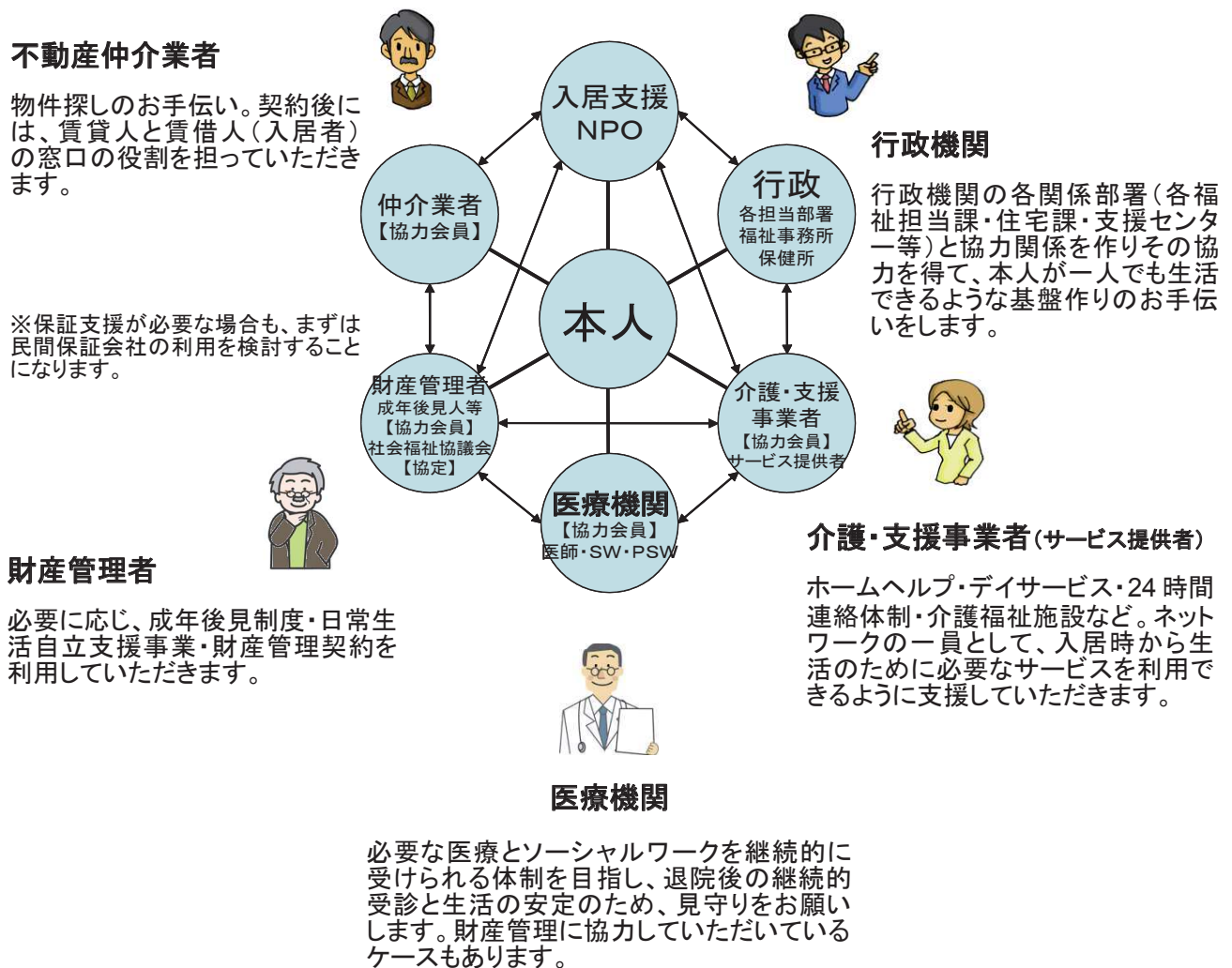
おかやま入居支援センターの目的活動.....	2
ネットワーク概念図.....	2
支援決定までの流れ.....	3
ケース会議出席状況.....	4
シェルター運営事業.....	5
シェルター利用状況(平成 26 年 4 月～27 年 2 月末).....	6
専門職相談の実施.....	7
岡山・鹿児島・高知の入居支援事業実施団体との連携.....	8
第1回3団体連携事業実行委員会.....	9
第2回3団体連携事業実行委員会.....	10
第3回3団体連携事業実行委員会.....	11
第4回3団体連携事業実行委員会(拡大実行委員会).....	12
活動報告会「入居支援と生活支援～岡山・高知・鹿児島への挑戦」.....	13
まとめ.....	14

## おかやま入居支援センターの目的と活動

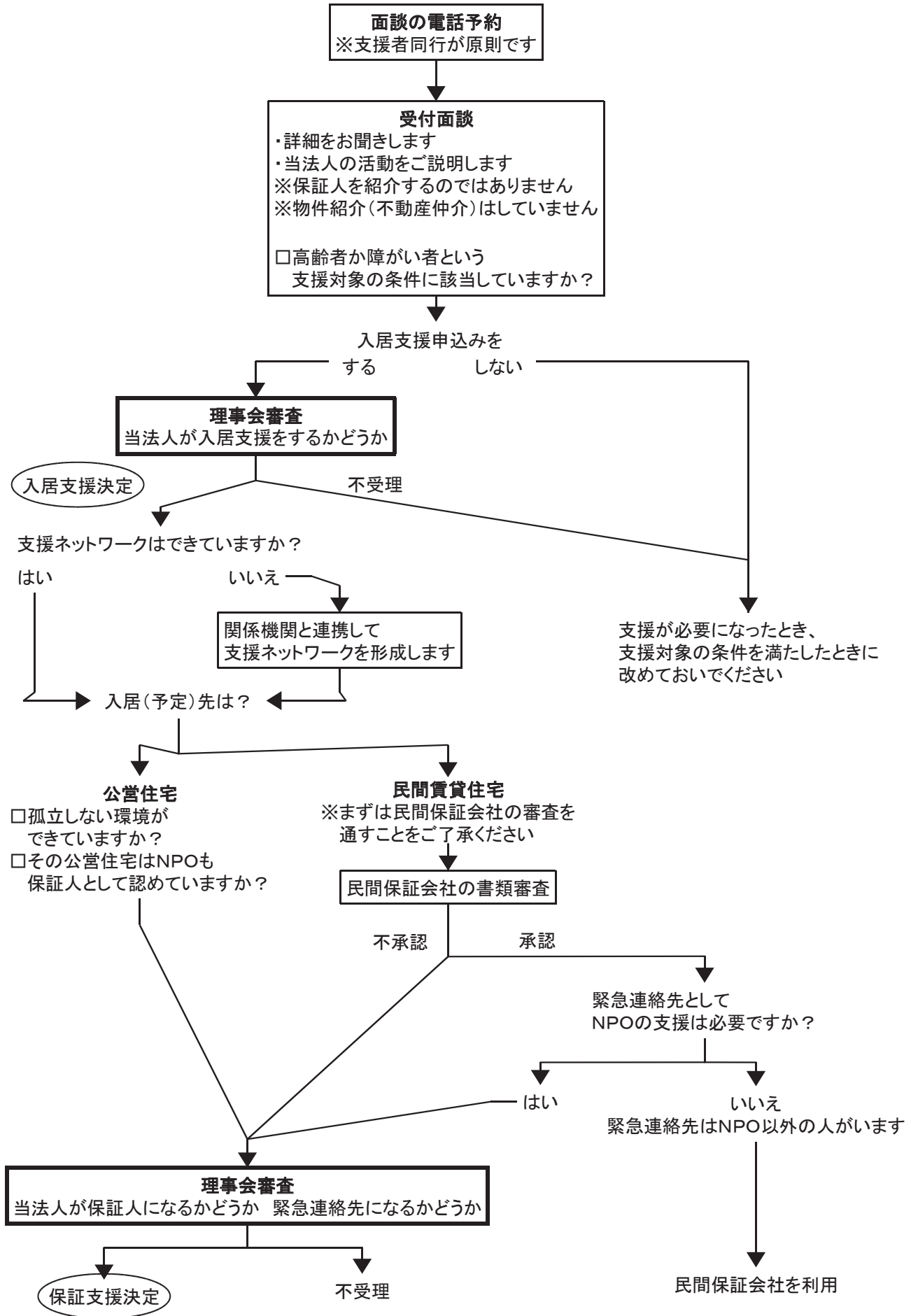
おかやま入居支援センターは、住居の確保が困難な方々の入居を支援するため、関係機関と協力してネットワークを形成し、必要に応じて入居時の保証人となるなどの方法により、住居を確保し、誰もが安心して暮らせる街づくりの一翼を担うことを目的としています。

おかやま入居支援センターは、地域生活を支える入居支援ネットワークを形成するため他の関係機関とご本人とのつながりを作ります。入居の保証(緊急連絡人や保証人)が必要な場合には、第三者による金銭管理等を通じて家賃の支払いを確実なものとするなど条件に、保証支援と退去時の明渡しの諸手続きをします。

### 入居支援ネットワーク概念図



# 支援決定までの流れ



## ケース会議出席状況

おかやま入居支援センターでは、受け付けた相談を理事会で検討し、支援することが決定したすべての案件について担当の理事を選任します。支援を受ける利用会員について、ケース会議が開催される際には、担当理事や事務局の職員が NPO を代表して出席しました。NPO がケース会議を開くこともありました。



### ☆ケース会議とは

支援を受ける本人を中心として、NPO の担当理事、行政機関、介護・支援事業者、医療機関、不動産仲介業者などの支援者が集まって行う会議のこと。本人の意向や能力を確認しながら、関係者が個別にあるいは協力してどのような支援ができるか話し合う。退院前や問題発生時に対応を協議するために開催されることもあれば、定期的な情報共有のために行われる場合もある。

すでに地域で生活している利用会員の場合には、通院先のワーカーなど他の支援者と定期的な情報交換を行い、安定した生活が送れるよう支援します。病院や施設からの地域移行を目指す利用会員の場合には、ケース会議を通じてご本人と支援者をつなぎ、地域生活を支える支援ネットワークを構築します。地域生活をしている中で予期せぬ入院をしたり、独居が難しくなってきたりなど、入居時とは状況が変わった場合にもケース会議が開かれ、ネットワークで対応します。

ケース会議の場所は、入院先・通院先の医療機関を中心とした他の関係機関、おかやま入居支援センターの事務局、ご本人宅などです。担当の理事は自宅や勤務先などから直接ケース会議に出席します。ケース会議の中で他の理事会メンバーや事務局へ伝える事項があった場合には、月に一度の理事会やメーリングリストを活用して報告することになっています。

### ケース会議出席延べ回数(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 2 月末)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	合計
回数	14 回	15 回	13 回	10 回	17 回	21 回	20 回	15 回	14 回	14 回	15 回	168 回

## シェルター運営事業

おかやま入居支援センターでは、岡山市内のワンルームマンション2室を借り上げてシェルターを設けました。家具、日用品と数日分の食料を用意していつでも利用できるようにしておき、必要に応じて利用者を緊急一時保護します。シェルター利用者は1か月以内を目途に次の住まいへ移れるように、法人内外の関係者が支援を行いました。

地域に住まいを見つけるための経済的な基盤がない人は、生活保護を申請することになりますが、生活保護を申請するためにも住所が必要です。シェルターを利用している間に、シェルターを一時的な住所地として生活保護申請したり、就労先を探したりすることができます。(ただし、虐待を受けていた人に再び危害が及ぶことを避けるため、シェルターの住所は生活保護申請と就労のため以外では原則として非公開です。)

平成26年度は平成27年2月末までの334日間で2つのシェルター利用は15件でした。うち9件は同一利用者によるもので、実際に利用した人数は8人でした(親子で利用したケースもあったため)。シェルターAの合計利用日数は187日間(稼働率56%)、シェルターBの合計利用日数は154日間(稼働率41%)でした。

利用者は精神障がい者に限っておらず、高齢者、障がい者、刑余者、被虐待者など幅広い利用を想定しています。平成26年度も平成25年度と同じで高齢者の利用はなく、20代の利用が目立ちました。精神障がい者に関しては、自分の住まいはあるけれど強迫症状で自室に戻れない方や、近隣の音が気になって自室では安心して過ごせないという方、危害を加える他者から逃げてきた方が、一時的に避難場所として利用することがありました。シェルター滞在中に次の住まいを探したり、自室周辺の環境が落ち着いて戻ることができたりと、地域生活を続けるのに役立っています。



平成26年4月から平成27年2月末までのシェルター利用状況

シェルターA
No.1 28歳男性（発達障がい） 利用期間：4月14日～5月9日（26日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.3 52歳女性（発達障がいの可能性あり）と 22歳男性（発達障がいの可能性あり）の親子 利用期間：5月24日～5月25日（2日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.4 42歳男性（知的障がい） 利用期間：6月30日～11月24日（148日間） 生活保護：シェルター入居時に再受給申請し 決定した。 次の住まい：生活訓練施設へ入所した。
No.8 29歳男性（発達障がい） 利用期間：12月5日～12月6日（2日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.9 29歳男性（発達障がい） 利用期間：12月19日～12月20日（2日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.10 29歳男性（発達障がい） 利用期間：12月25日～12月28日（4日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.11 29歳男性（発達障がい） 利用期間：平成27年1月4日～1月6日（3日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。

シェルターB
No.2 29歳男性（知的障がい） 利用期間：5月19日～6月16日（29日間） 生活保護：シェルターの利用中に申請し決定した。 次の住まい：アパートを借りて入居した。
No.5 20歳女性（被虐待） 利用期間：8月17日～10月6日（51日間） 生活保護：シェルターの利用中に申請し決定した。 次の住まい：アパートを借りて入居した。
No.6 29歳男性（発達障がい） 利用期間：11月7日～11月10日（4日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.7 20歳女性（被虐待） 利用期間：11月12日～12月25日（44日間） 生活保護：シェルターの利用中に申請し決定した。 次の住まい：アパートを借りて入居した。
No.12 22歳女性（被虐待、知的障がい） 利用期間：平成27年1月8日～1月19日（12日間） 生活保護：受給していない。 次の住まい：別の場所へ避難した。
No.13 29歳男性（発達障がい） 利用期間：平成27年2月9日～2月10日（2日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.14 29歳男性（発達障がい） 利用期間：2月17日～2月19日（3日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：自宅に戻った。
No.15 29歳男性（発達障がい） 利用期間：2月20日～2月28日（9日間） 生活保護：すでに受給中 次の住まい：継続利用中

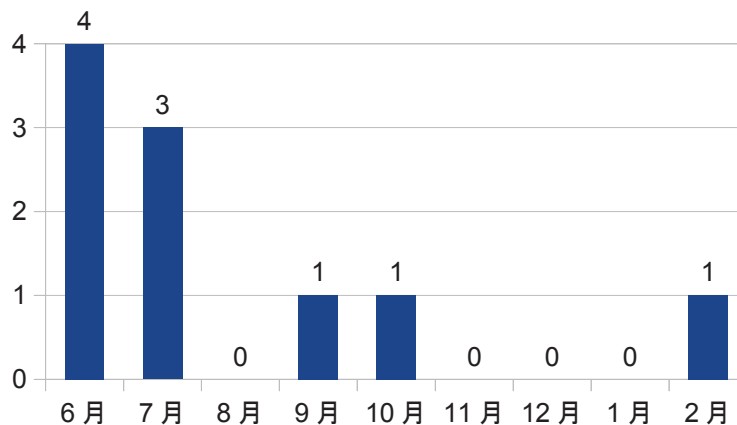
## 専門職相談の実施

### ●専門職相談とは

専門職相談窓口は、高齢者でも障がい者でもないために専門職の支援に結びつかず、直接法人へ問い合わせてきた方を主な対象としています。他の専門的支援の窓口につなげるため、2週間に1回程度、予約制相談窓口を設け、専門職が無料で相談を受け付けました。

専門職相談を経て入居支援申込みに繋がるケースや、当初の相談内容とは異なる問題を発見され、別の窓口や機関へ繋がるケースなどがありました。

### ●相談件数(グラフ)



### ●相談者の主訴と実際の問題の食い違い

相談当初は「賃貸アパートを探したい」「賃貸アパートの連帯保証人になって欲しい」というもので、事務局での受付け時に他の問題を含んでいるのではと思われたため専門職の相談につなげた結果、入居の問題ではない他の問題を含んでいたケースがありました。例えば、「物件探し」や「賃貸アパートの保証人」の問題ではなく「法律関係の問題」であることが分かったケースです。このケースについては、弁護士会の無料相談を勧めました。

### ●総括

専門職相談は単なる入居支援の枠を超え、その人の抱えている根本的な問題を見つけ出し、問題について専門職と相談しながら共に考えることで、入居の問題のみならず、その人が抱えている問題を包括的に解決する道しるべとなるものです。